

情報連携の対象となる独自利用事務の事例等の追加について

1 独自利用事務の情報連携とは

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項の規定により条例で定める事務を独自利用事務といい、条例を定めた地方公共団体は、その事務において独自に個人番号を利用することができる。

また、番号法第 19 条第 9 号の規定により、利用特定個人情報提供省令（※ 1）第 2 条の表に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）に準ずるものとして、委員会規則（※ 2）第 2 条第 1 項各号に定める次の要件を満たす場合に、個人情報保護委員会に届け出ること、地方公共団体は他の行政機関等と情報連携することが可能となる。

- ① 独自利用事務の趣旨又は目的が、法定事務の根拠となる法令等の趣旨又は目的とおむね同一であること
- ② 独自利用事務の内容が、法定事務の内容と類似していること

また、準ずる先の法定事務の範囲を超えた利用特定個人情報についても、事務の内容が類似しているものであって、給付等の内容が独自利用事務と類似しているものとして委員会規則第 2 条第 3 項各号に定める要件を満たす法定事務において照会可能な利用特定個人情報であれば、情報連携することが可能となる。

※ 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号）

※ 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 5 号）

2 地方公共団体からの要望の状況

令和 7 年 2 月から実施した要望照会において、14 団体から計 34 件の要望を受け付けた。このうち、委員会規則に定める要件を満たすものについて、関係府省と調整の上、3 及び 4 に掲げる表のとおり、事例等を追加することとした。

なお、要望の多くは既存の事例で情報連携が可能なものであった。

3 独自利用事務の事例の追加

これまで、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」として 40 事例を公表してきたところ、地方公共団体からの要望を受け、次のとおり事例を追加する（別添 1 及び 2 参照）。

追加する事例※	準ずる先の法定事務
犯罪被害者遺族への見舞金の支給に関する事務（108）	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第 2 条の表 108 の項）

※末尾の（ ）内は、準ずる先の法定事務の利用特定個人情報提供省令第 2 条の表の項

また、地方公共団体においては、上記の法定事務の上乗せとしての支給等を行っていることも想定されることから、「災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務（法定事務に係るものを除く。）（108）」も事例として追加することとする。

4 準ずる先の法定事務以外の法定事務において照会可能な利用特定個人情報の追加

地方公共団体からの要望を受け、次の事例に、給付等の内容が類似している法定事務において照会可能な利用特定個人情報を追加する（別添2参照）。

事例※	給付等の内容が類似している法定事務
③不妊治療費用の補助に関する事務（158） <u>《137》</u>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第2条の表137の項）
④妊産婦の医療費助成に関する事務（96） <u>《13、137》</u>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（利用特定個人情報提供省令第2条の表137の項）

※末尾の（ ）内は、準ずる先の法定事務の利用特定個人情報提供省令第2条の表の項であり、《 》内は給付等の内容が類似している法定事務の利用特定個人情報提供省令第2条の表の項

※下線の箇所が今回追加する部分

5 情報連携開始時期

令和8年6月を予定している。